

(第一類 第十号)

第七十五回国院議運輸委員会

議録第十二号

昭和五十年三月二十八日(金曜日)  
午前十時三十二分開議

出席委員

委員長 木部 佳昭君

理事 佐藤 文生君  
西銘 順治君  
理事 増岡 博之君

理事 太田 一夫君

大竹 太郎君

關谷 勝利君

三原 朝雄君

綿貫 民輔君

梅田 勝君

松木 忠助君

佐藤 德安君

宮崎 児玉君

佐藤 実藏君

佐藤 孝行君

木村 脣男君

後藤 茂也君

杉浦 留也君

正二君

三月二十七日

精神薄弱者等の運賃割引制度創設に関する陳情書(兵庫県飾磨郡夢前町議会議長振角稔)(第一九二号)

新潟県の蒲原鉄道に対する財政援助に関する陳情書(五泉市議会議長皆川勇)(第二九二号)和歌山地方気象台白浜気象通報所の無人化計画中止等に関する陳情書(和歌山県議会議長中村常夫)(第二九三号)

鉄道高架事業の促進に関する陳情書(京都市長松橋求己外三十一名)(第二九四号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

連合審査会申入れに関する件

鐵道敷設法の一部を改正する法律案(内閣提出第五四号)

○木部委員長 これより会議を開きます。

この際、連合審査会申入れの件についてお諮りいたします。

ただいま建設委員会において審査中の宅地開発公団法について、建設委員会に連合審査会開会の申し入れを行いたいと存じますが、御異議ありますか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木部委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

なお、連合審査会は、建設委員長と協議の上、追つて公報をもつてお知らせいたします。

○木部委員長 鉄道敷設法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。

増岡博之君。  
○増岡委員 今回の鐵道敷設法の改正につきましては、中身は非常に簡単なものでございますけれども、その周辺を取り巻きます國鐵問題一般に関連をいたしながらお尋ねをいたしたいわけでござります。

まず最初に、鐵道敷設法の今回の改正に至りました経緯並びにその必要性についてお尋ねいたしましたと思ひます。

連いたしましては、昭和四十八年、一昨年の十月に第六十回の鐵道建設審議会におきまして、宮守

○後藤(茂)政府委員 今回改正をお願い申し上げております。鐵道敷設法の別表に現在掲げられております宮守線は、昭和二十八年の敷設法の別表の改正によりまして鐵道予定線路に加えられたものでございまして、宮津から河守までということになります。この宮守線は昭和四十一年に実際の工事を始めまして、現在工事中でございます。この宮守線の当初の目的は、河守とさらに南に下がりまして福知山との間に北丹鐵道と称します民營鐵道が敷設されておりまして、この北丹鐵道を介しまして宮津近辺の日本海沿岸、丹後地域と阪神地区とを短絡するという効用のあるものでございました。ところが、この問題の河守—福知山間に敷設されておりました、営業をいたしておられました北丹鐵道はその後昭和四十六年の三月に営業を休止いたしまして、さらくに昭四十九年の三月にはその営業を廃止するに至りました。このような事情の変更がございましたために現在の宮守線、つまり宮津から河守まで行ってそこで終わりになる袋小路のような線路になるわけでございまして、当初の目的、描いておりました効用というものはこのままでは期待できないという事態になつたものでござります。

そこで今回お願い申し上げておりますように河守から福知山までさらに路線を延長し、全体として宮津と河守を経て福知山へという線路の形にいたしまして、当初の目的のように北丹地方と阪神地方とを短絡する路線としての効用を期待いたしたいということでございまして、そのような背景あるいは事情の変更、必要性に応じまして今回のような敷設法の一部改正の御提案を申し上げたわけでございます。

なお、今回お願い申し上げております改正に關する御意見を述べておきます。改めてお聞かせください。

○木村國務大臣 御指摘のよう國鐵はいま大変な赤字を抱えて、これからさらに再建にわれわれも取り組んでいくわけでございますが、赤字を抱えておる國鐵がこのようないこの線も恐らく少くとも当座は赤字が予想されるわけですが、そのういう新線を建設するのはどうかという御意見はいろいろと出ておるわけでござります。しかし國鐵の持つております使命という点から考えて、特に過疎地域にいる人たちの生活基盤を整備するという面から考えますと、その地方に鐵道を敷設していくということは国家的には非常に重要な意義を持つわけでございます。したがいまして、國鐵の持つております公共性という面からいきまして、こういう地帯にこういった鐵道新線を建設するということは、またやらなければならぬ使命の一つであろうと思うわけでございます。

赤字路線の問題といったましては、國鐵の再建の中におきましてこの問題をどうしあうに処理す

るがございと、全部を含めまして在来線の赤字路線をどういうふうにじていくかという中で今後解決をしていかなければいけない、かように考えておる次第でございます。

○増岡委員 先ほど申し上げましたように、この改正がなければ運輸省が当初宮守線といらものを考えた機能を発揮できなくなるということとございました。また現在、ただいま運輸大臣からの御説明もございましたけれども、国鉄全体としてA・B線の赤字がどの程度あるのか、お教え願いたいと思ひます。

○後藤(茂)政府委員 私どもの手元に四十八年度までの数字がございますが、四十八年度で申しますと、建設公団発足以後開業いたしましたA・B線、全体としてその営業キロは四百数十キロに上ると思いますが、その全体の償却後の赤字は二十四億円でございます。同じ四十八年度の国鉄全体の償却後の赤字は四千五百四十四億円。なお、同じデータをその前年度、四十七年度で申し上げますならば、A・B線から出ます赤字が二十二億、この場合キロ数は約三百キロ強であると思ひます。同じ年度の国鉄全体の赤字、三千四百十五億円でございます。

○増岡委員 ただいまの数字で、四十八年度が、

全体が四千五百四十四億円に対し二十四億円

で、全体の〇・五%の比率でござりますから、し

たがつて、先ほど運輸大臣からお話をありました

ようなA・B線の必要性ということ、あるいはまた

全体の再建計画の中で占めるウエートが非常に軽

いということ、〇・五%にすぎないわけでござい

ますから、これはぜひそういう方向で進んでもら

いたいと思うわけでございます。

特に先ほどから申しておりますように、河守か

ら福知山までつながらない場合には、当初の機能

が失われるわけでございます。今回の改正によつ

てそれができました際には、当初の目的ができる

わけでございます。

もし仮に宮津から河守まで終わつた場合の営

業収支と、それから今回改正ができる福知山まで

つながらた場合の営業収支、この対比を営業指數で示していただきたいと思います。

○後藤(茂)政府委員 もし宮津から河守までのど

んな詰まりの状態の鉄道を仮定いたしまして、その

いわゆる收支係数を試算してみますと、仮に昭和

五十六年度という年を描いてみまして約一四〇

〇、一〇〇の収入に対して一四〇〇の支出という

試算ができるております。これを同じ時期に仮に宮

津と福知山が結ばれた状態の宮守線というもの

の収支係数を試算してみますと、約四〇〇、一〇〇

の収入に対して支出四〇〇というような試算がで

きております。

○増岡委員 ただいま指數でお示しになりました

ように、この改正案がござることによって収支係

数が非常に違つてくる。一四〇〇に対して四〇〇

でありますから、三分の一以下になるわけです

ね。そういうことは、国鉄全体の営業の問題とい

たしましても、これは単にこの路線に限らず、も

う少し資本投下したらうんと違つてくるという面

がありますから、三分の一以下になるわけです

ね。そういうことは、国鉄全体の営業の問題とい

たしましても、これは単にこの路線に限らず、も

開けば運賃を倍にしてもらわなければやつていかれませんということを言っておるわけでございます。これは經濟原則からいつたら当然のことであらうと思うわけでございます。しかし、先ほども申しましたように、國鐵の問題は經濟原則だけでやつていけないということで、政治的な、政策的なものが公共面から取り上げられてきておるわけございます。

そこで一つの提案でございますけれども、こういうにうちもさつちもいかないという状態を打開するためには、やはりどこかに財源を求めるなければならぬということが言えると思うわけでございます。たとえて申しますと、道路をつくるためにはその目的のための目的税と申しますか特別な税制があるわけであります。また民鉄の場合には、線路を敷きますと地価が上がるわけでありま

すが、その方面からの開発利益が還元され

るということもあるわけであります。また、さら

に大きく考えてみると、國鐵がこういう状態で

本当に破産する——まあ民間の会社であります

と、当然もう五、六年前に破産でありますよ

うども、そういうことになれば、会社更生法が適

用されるわけであります。会社更生法が適用され

るその際には、それ相当な債権者といふものが、

借金のたな上げでござりますとかいろいろな負担

を負うわけでございますけれども、この際国にそ

ういう負担を負わせると申しましても、先ほどか

ら申しておりますような状態でありますから、こ

れ以上のはなかなかむずかしいのではないか

ということであれば、國民全部がこの國鐵を助け

ていかなくてはならない、そういう方向で考えざ

るを得ない、というふうに思うわけでございます。

したがいまして、私はまあ頭の中では、國鐵利用

税を増加するものも考えてみて、それによって

A、B線を建設するなり、あるいはまた赤字路線を

カットするなり、ともかくそういうふうな新しい

財源を求めるのでなければ、國鐵總裁の言うよう

に、運賃を倍にしなければならない現状であろう

と思うわけでございます。したがいまして、これ

は私がそういうことを思つておるわけでございま

す。その点につきまして御検討をしていただいて

ははどうかというふうに思うわけでございますけれ

ども、いかがでござりますか。

○木村國務大臣 国鐵の財政の現状につきましては、いま増岡委員の御指摘になつたのが大体その

中身であることに間違いはございません。そこ

で、来年度から再建の計画を進めていくと思つ

ていまいろ検討いたしておりますが、問題は、

こういった交通事業の経費というものをどうや

つて負担するのが適切であるかという、やはりそ

の交通事業の原則論に戻つてくる点があると思う

のです。それはつまり、受益者が負担するのほど

の程度であるか、あるいは公共的使命を持つてお

る事業であるので、国ないしは地方公共団体がど

の程度負担すべきであるかという問題をどうして

も分析し研究をしていかなければならないと思つ

ります。それから、あらゆる公共料金、國鐵の運賃が、他の

公共料金と比べますと大体半分以下になつてお

るということです。まあ倍にしてもら

つてよそ並みじゃないかということが一つの発想

のものになつておると思いますが、そういうこと

も今後考えまして、運賃收入での程度賄うべき

こと、他の分野はどういう方向でやるかというこ

とは、御意見も参考いたしまして十分に検討いたし

たいと思っております。

○増岡委員 運輸大臣の言わるとおりであります。

そこで、私は、この問題についてお話を申し上げな

ければ、総裁は二倍にしてもらえればということを

よく言われますが、これは一つの根拠がございま

す。それは、戦前の標準年を基準にして考

えます。それから、あらゆる公共料金、國鐵の運賃が、他の

公共料金と比べますと大体半分以下になつてお

るということです。まあ倍にしてもら

つてよそ並みじゃないかということが一つの発想

のものになつておると思いますが、そういうこと

も今後考えまして、運賃收入での程度賄うべき

こと、他の分野はどういう方向でやるかというこ

とは、御意見も参考いたしまして十分に検討いたし

たいと思っております。

○後藤(浅)政府委員 いわゆるA、B線の建設につ

いては、社会経済情勢の推移それからバスそ

の他の各交通機関の整備状況などをいろいろと勘

察いたしながら、重点的に路線の建設を進めてき

たものでございます。今後も、先ほどから御指摘

いたしましたような地方開発路線といふものが

それぞれその地方の交通の一つの重要な一環を

なすものという考え方に基づきまして、総合的な

議論ございました國鐵財政再建の見直しの考え方

の進展、そういうふうなものと十分に調整をい

たしながら、今後A、B線の建設の方向を固めてま

りたいと思っております。

○増岡委員 最後にお願ひを申し上げておきます

けれども、先ほどから申しておりますように、審

議会で全会一致で、いろいろな政治的な背景を持

つておられる方々も賛成をしておられるわけであ

ります。それからこの河守—福知山間を追加する

ことによつて赤字は、営業係数はうんとよくなる

わけでございます。また政治的にA、B線の進歩

を進めなければならない理由もあるわけでござい

ます。その点につきまして御検討をしていただいては、いま増岡委員の御指摘になつたのが大体その程度であることに間違いはございません。そこで、来年度から再建の計画を進めていく、こうと思っていま

るといふいろ検討いたしておりますが、問題は、

こういった交通事業の経費というものをどうや

つて負担するのが適切であるかという、やはりそ

の交通事業の原則論に戻つてくる点があると思う

のです。それはつまり、受益者が負担するのほど

の程度であるか、あるいは公共的使命を持つてお

る事業であるので、国ないしは地方公共団体がど

の程度負担すべきであるかという問題をどうして

も分析し研究をしていかなければならないと思つ

ります。それから、あらゆる公共料金、國鐵の運賃が、他の

公共料金と比べますと大体半分以下になつてお

るということです。まあ倍にしてもら

つてよそ並みじゃないかということが一つの発想

のものになつておると思いますが、そういうこと

も今後考えまして、運賃收入での程度賄うべき

こと、他の分野はどういう方向でやるかというこ

とは、御意見も参考いたしまして十分に検討いたし

たいと思っております。

○増岡委員 運輸大臣の言わるとおりであります。

そこで、私は、この問題についてお話を申し上げな

れば、総裁は二倍にしてもらえればということを

よく言われますが、これは一つの根拠がございま

す。それは、戦前の標準年を基準にして考

えます。それから、あらゆる公共料金、國鐵の運賃が、他の

公共料金と比べますと大体半分以下になつてお

るということです。まあ倍にしてもら

つてよそ並みじゃないかということが一つの発想

のものになつておると思いますが、そういうこと

も今後考えまして、運賃收入での程度賄うべき

こと、他の分野はどういう方向でやるかというこ

とは、御意見も参考いたしまして十分に検討いたし

たいと思っております。

○後藤(浅)政府委員 いわゆるA、B線の建設につ

いては、社会経済情勢の推移それからバスそ

の他の各交通機関の整備状況などをいろいろと勘

察いたしながら、重点的に路線の建設を進めてき

たものでございます。今後も、先ほどから御指摘

いたしましたような地方開発路線といふものが

それぞれその地方の交通の一つの重要な一環を

なすものという考え方に基づきまして、総合的な

議論ございました國鐵財政再建の見直しの考え方

の進展、そういうふうなものと十分に調整をい

たしながら、今後A、B線の建設の方向を固めてま

りたいと思っております。

○増岡委員 最後にお願ひを申し上げておきます

けれども、先ほどから申しておりますように、審

議会で全会一致で、いろいろな政治的な背景を持

つておられる方々も賛成をしておられるわけであ

ります。それからこの河守—福知山間を追加する

ことによつて赤字は、営業係数はうんとよくなる

わけでございます。また政治的にA、B線の進歩

を進めなければならない理由もあるわけでござい

ます。その点につきまして御検討をしていただいては、いま増岡委員の御指摘になつたのが大体その

程度であることに間違いはございません。そこで、来年度から再建の計画を進めていく、こうと思つ

るといふいろ検討いたしておりますが、問題は、

こういった交通事業の経費というものをどうや

つて負担するのが適切であるかという、やはりそ

の交通事業の原則論に戻つてくる点があると思う

のです。それはつまり、受益者が負担するのほど

の程度であるか、あるいは公共的使命を持つてお

る事業であるので、国ないしは地方公共団体がど

の程度負担すべきであるかという問題をどうして

も分析し研究をしていかなければならないと思つ

ります。それから、あらゆる公共料金、國鐵の運賃が、他の

公共料金と比べますと大体半分以下になつてお

るということです。まあ倍にしてもら

つてよそ並みじゃないかということが一つの発想

のものになつておると思いますが、そういうこと

も今後考えまして、運賃收入での程度賄うべき

こと、他の分野はどういう方向でやるかというこ

とは、御意見も参考いたしまして十分に検討いたし

たいと思っております。

○後藤(浅)政府委員 いわゆるA、B線の建設につ

いては、社会経済情勢の推移それからバスそ

の他の各交通機関の整備状況などをいろいろと勘

察いたしながら、重点的に路線の建設を進めてき

たものでございます。今後も、先ほどから御指摘

いたしましたような地方開発路線といふものが

それぞれその地方の交通の一つの重要な一環を

なすものという考え方に基づきまして、総合的な

議論ございました國鐵財政再建の見直しの考え方

の進展、そういうふうなものと十分に調整をい

たながら、今後A、B線の建設の方向を固めてま

りたいと思っております。

○増岡委員 最後にお願ひを申し上げておきます

けれども、先ほどから申しておりますように、審

議会で全会一致で、いろいろな政治的な背景を持

つておられる方々も賛成をしておられるわけであ

ります。それからこの河守—福知山間を追加する

ことによつて赤字は、営業係数はうんとよくなる

わけでございます。また政治的にA、B線の進歩

を進めなければならない理由もあるわけでござい

ます。その点につきまして御検討をしていただいては、いま増岡委員の御指摘になつたのが大体その

程度であることに間違いはございません。そこで、来年度から再建の計画を進めていく、こうと思つ

るといふいろ検討いたしておりますが、問題は、

こういった交通事業の経費というものをどうや

つて負担するのが適切であるかという、やはりそ

の交通事業の原則論に戻つてくる点があると思う

のです。それはつまり、受益者が負担するのほど

の程度であるか、あるいは公共的使命を持つてお

る事業であるので、国ないしは地方公共団体がど

の程度負担すべきであるかという問題をどうして

も分析し研究をしていかなければならないと思つ

ります。それから、あらゆる公共料金、國鐵の運賃が、他の

公共料金と比べますと大体半分以下になつてお

るということです。まあ倍にしてもら

つてよそ並みじゃないかということが一つの発想

のものになつておると思いますが、そういうこと

も今後考えまして、運賃收入での程度賄うべき

こと、他の分野はどういう方向でやるかというこ

とは、御意見も参考いたしまして十分に検討いたし

たいと思っております。

ますから、本法案が通りましたら、どうかその趣旨にのうとうて、できるだけ早い機会に完成をされよう、これは本線に限らず全般的にそうありますけれども、御配慮をお願い申し上げまして、質問を終わりたいと思います。

○木部委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時六分散会

運輸委員会議録第八号中正誤

部	段	行	誤	正
四	一	六	たとえは	たとえば
九	由	六	消滅らせる	消滅させる
六	二	三	ことは	ことは